

公益社団法人 沖縄県看護協会

看護技術トレーニング用シミュレータ貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人 沖縄県看護協会（以下「本会」という）が所有する看護技術トレーニング用シミュレーター（以下「物品」という）の貸出しに関する事項を規定する。

(貸出物品及び使用料)

第2条 貸出物品は、別表に規定する物品とする。

2 前項の物品の使用料は、無償とする。

3 貸出物品は、1回につき2品目とする。

(貸出対象)

第3条 物品の貸出しを受けることができる対象は次のとおりとする。

- (1) 本会会員施設
- (2) その他会長が認める場合

(貸出条件)

第4条 本会は、次に掲げる条件をすべて満たすものについて物品の貸出しを行うものとする。

- (1) 本会の教育計画に支障のない範囲の貸出しとする。
- (2) 看護職員及び看護学生の教育に活用するものであること。
- (3) 前号に規定する教育活動が営利を目的とするものでないこと。
- (4) 貸出期間が5日以内であること。但し会長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
- (5) 貸出物品の搬入及び搬出は、貸出しを受ける施設が実施し、これに伴う費用及び当該物品の使用に伴い必要な経費は当該施設が負担すること。
- (6) 貸出物品は、転貸しないこと。
- (7) 貸出物品に付属する消耗品については、貸出しの対象外とする。

(申請)

第5条 物品の貸出しを受けようとするものは、所定の申請書を借受日2週間前までに本会会長に提出しなければならない。

(貸出しの決定)

第6条 本会会長は、前条の規定による申請書の提出があった場合、申請の内容について第4条に規定する条件に適合するか否かを審査のうえ、貸出しの適否を決定する。

(返却手続)

第7条 前条により物品の貸出しの決定を受けた施設（以下「借受者」という）は、貸出借用期間内に、当該物品を返却するものとする。

2 本会会長は、借受者が正当な理由なく、借用期間を過ぎても当該物品を返却しない場合、借受者に速やかに返却するよう催告するものとする。

(物品の毀損又は紛失)

第8条 貸出しを受けた物品を毀損又は紛失した場合は、借受者の責任により修繕又は弁償するものとする。

附則

この規程は平成23年8月1日から施行する。

平成24年8月1日に別表(第2条1項関係)改正

平成25年6月1日に(第4条7項追加)改正

平成26年4月1日(第2条1項 別表追加 3項追加)から施行する。

別表(第2条1項関係)

NO	シミュレータ	貸出台数
1	ナーシングアン(ソフトケース付)	1
	バイタルシム	1
2	M50B採血・静注シミュレーター シンジョーII	1
3	M91 手背静脈注射シミュレータ(Aセット)	1
4	M91 手背静脈注射シミュレータ(Bセット)	1
5	M95 小児手背静脈シミュレータ	1
6	点滴静注シミュレータ “Vライン”	2
7	KR-10レサシアン全身	1
8	M52B導尿・浣腸モデル(女性)装着式	3
9	M78男性導尿モデル	1
10	スタンド式手洗いチェツカーBLB	2
11	AEDリトルアントレーニングシステム	2
12	乳房マッサージモデルII型	1
13	褥瘡ケアシミュレータ	2
14	ストーマケア演習用モデルII型	1
15	経管栄養シミュレータ	2
16	経管栄養法モデル	1
17	吸引シミュレータQちゃん	2
18	コーケンベビー(男の子、女の子)	各1
19	メディカルフットケアフッティ(模擬爪等) ※模擬爪等の消耗品は各自で購入	2
	医療用フットケアスターターセット(ニッパー他)	
20	妊婦体験モデル	1
21	高齢者体験セット	2

物品借用申請書

平成 年 月 日

公益社団法人沖縄県看護協会長 様

借受人 施設名：
住 所：
電 話：
代表者名： 印

下記物品を借用したいので申請します

1. 品名及び数量(借用品名を記入し、数量をご記入下さい)

品 名	使用台数

2. 使用目的

3. 使用期間

平成 年 月 日 ~平成 年 月 日

※物品借用に当たっては下記条件を遵守致します。

- 1) 貸出物品の引き渡し、維持、修理及び返納に要する費用は、借受人が負担する。
- 2) 貸出物品を毀損又は紛失した場合は借受人が損害賠償の責を負う。
- 3) 貸出物品は、転貸してはならない。
- 4) 貸出物品は、貸出の目的以外の用途に使用しない。
- 5) 貸出物品は、貸出期間満了の日までに指定された場所に返納する。

貸出承認			
会長	専務	局長	担当者

借用者	返却者